


所管部課	総務部 総務管財課	部長	北田 和雄		
件名	専決処分の報告について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	地方自治法第180条第2項			
	部課機関	福祉部高齢介護課			
1. 要旨					
<p>平成26年10月14日(火)に発生した庁用自動車の物損事故について、「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告したい。</p> <p>事故の内容は、市車両から降車した際に、強風によりドアが勢い良く開き、隣に駐車中の相手方車両に接触し、相手方車両が損傷したものである。</p>					
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)					
<p>平成26年10月14日 事故発生</p> <p>平成26年11月 6日 専決処分</p> <p>平成26年11月中旬 示談締結予定</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
<p>平成26年第4回市議会定例会において報告したい。</p> <p>賠償金については、公益社団法人全国市有物件災害共済会より全額補填される予定である。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。